

国民生活審議会第5回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成16年9月30日(木) 10:00~11:50

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村(敦)委員、大村(多)委員、品川委員、島田委員、高橋(伸)委員、津武委員、鶴田委員、長田委員、糠谷委員、原委員、古川委員、三木委員、山本委員、渡邊委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、丸山消費者企画課長補佐

4. 概要

消費者基本計画の案の作成について、事務局より資料説明が行われた後、大要以下のような議論が行われた。

消費者基本計画の枠組み等について

- ・ 消費者基本計画策定の取り組みに当たっては、内閣府のリーダーシップを発揮することが重要である。当部会としては、ワーキング・グループのようなものを作って検討すべきではないか。
- ・ 消費者基本計画を作成する際は、内閣府と国生審で具体的施策の内容を考え、各省庁とはその実現可能性につき協議するべき。
- ・ 消費者基本法の審議においても消費者行政の一元化が求められており、消費者基本計画を作成するにあたっては、内閣府がどうリーダーシップをとり、実効性を確保するかが重要であり、地方自治体とのパートナーシップも重要。
- ・ 消費者基本計画は、消費者基本法の考え方に対応しつつ、具体的なものである必要がある一方、当部会の報告である「21世紀型の消費者政策の在り方について」の他にも具体化すべき消費者問題が多数あり、内容的に多岐にわたる。このため、どう計画に盛り込むのか多方面の検討が必要であり、数回のみ部会で具体的に議論するのは現実的でない。部会の下にWGを立ち上げて、そこでの検討結果を部会に反映させる方法を取った方が良いのではないか。
- ・ 消費者基本計画に盛り込む具体的施策については、各省庁が施策を推進していけるような体制・連携が整っているのだろうか。
消費者政策担当課長会議などを活用して、「21世紀型の消費者政策の在り方について」の具体化を働きかけていく。

- ・ 年度ごとのフォローアップや、新しい消費者問題にどう対応するのかを計画の枠組みの中で考えていただきたい。
- ・ 「21世紀型消費者政策の在り方について」の報告書が出されて以降1年半近く経過し、新しい問題も発生しているので、報告書の具体化を各省庁と相談するだけでは不十分ではないか。
- ・ 従来の消費者保護会議決定は、各省庁の消費者政策をまとめたものにとどまり、消費者基本計画の作成もそれを踏襲するものでは不十分。
初めての基本計画づくりであるので、実効性のあるものにしていく必要があることは認識している。一方、基本計画は最終的には閣議決定するものであることから、政府全体として合意を得て取り組んでいけるものでなければならない。この両面をどう調和させていくかを念頭に置いて取り組んでいく必要がある。また、内容的には、政策の大きな方向性を示すと同時に、現時点での重要な具体的課題については、更に掘り下げた方向性を示すようなものにしたい。
- ・ 消費者基本計画の作成については、アクションプランのような重点計画の他、従来、消費者保護会議で決定されていた「消費者政策推進の具体的方策」のような、個々の施策を具体的に記述したものの両方を作成すべき。また、各省庁の後追いではなく、先取りのものを盛り込むべき。
- ・ 消費者基本計画は閣議決定をするものであり、施策を実現するということになるのであれば、網羅的な施策を、国生審の場だけで深く審議というのはできないのではないか。
- ・ 消費者基本計画の実現可能性を考慮すると、早い段階で課題を洗い出していただき、国生審で重点施策について方向付けを行うべき。
- ・ 現在はパブリックコメントを提出しても施策に反映されていないことが多い。なぜ反映されたか、なぜ反映されなかったのか、しっかり公表する制度にして欲しい。
- ・ 消費者団体の意見を幅広く聴取した上で、基本計画を作成して欲しい。
全国各ブロック毎にこの秋開く、都道府県等との消費者行政に関する会議の際に、各地域の消費者団体の意見を聴くことにしている。また、東京と大阪でフォーラムの開催も予定している。

消費者基本計画の内容等について

- ・ 消費者基本計画の内容は、重要事項に取り組むための具体的なプランと、ルーティン的な施策の2本立てとする必要があるのではないか。
- ・ どの分野でどのような重点施策を講じていくのかについて明示し、毎年フォローアップができるようなものにする必要がある。
- ・ 具体的施策とは他に、この消費者基本計画が5年という期間で何を目標しているかが分かる戦略を記載すべき。
- ・ 消費者基本計画の策定はとても画期的。消費者の保護から自立へという理念に則り、消

消費者主権をどう確保するかが重要である。基本計画作成の際には行政が市場に過剰に介入しないよう、市場で解決できるもの、できないものを整理していただきたい。

- ・ 実現していただきたいような具体的な課題については、各省庁からの取りまとめをもらい、抽象的な課題についてはすぐには実現できなくても、実現に向けて長期的に検討してもらおうというように分割して基本計画を作成することは可能か。
可能になるかどうかは各委員の考え次第である。この点についても、当審議会にて見解を示す必要がある。
- ・ 基本計画の性格上、理念的・抽象的な内容を盛り込むことについては、なかなか難しいのではないか。
- ・ リコール制度の強化について、全ての製品にリコール制度をぜひ導入していただきたい。また、リコールに伴う社告についても、内容がわかりにくく、漠然としているものが多い。社告の在り方・わかりやすさについても検討していただきたい。
- ・ 各省庁では、基本計画に盛り込まれるような施策以外にも様々な施策が行われているので、基本計画との関係をどう整理するのかについての検討が必要である。
- ・ 消費者基本法第 24 条では、行政組織の整備と行政運営の改善について規定されているが、こういったことに関しても内閣府が司令塔としてリーダーシップをとって改善に努めなければいけない。
- ・ 意見を提出させていただいたが、その内容を全て実現すべきという意味ではなく、実現に向けて方向性を示すべきという意味合いの箇所もある。また、各省庁にまたがる問題についても検討し、それを受けて各省庁が動くような体制にしなければならない。
- ・ 地方自治体に対しても、実効性をどう担保するか、明確な方向を示す計画とすべきである。

検証・評価・監視について

- ・ 基本計画の検証・評価・監視において、国生審はどのように関与するのか。
検証・評価・監視作業も国生審の関与がなされると解される。
- ・ 消費者政策の検証・評価・監視を行うためには、基本計画の項目が具体的であり、その実施時期が明記されていることが前提となるのではないか。
- ・ 消費者基本計画の作成後は、それをどう具体的に実践していくのか。消費者基本計画の実効性を担保する仕組みとして、各省庁（さらには、地方自治体、独立行政法人）との分かりやすい役割分担を考えていただきたい。
- ・ 消費者の自覚や行動を促すため、作成の段階だけでなく、検証・評価・監視の際にも、どれだけ消費者が参画できるかが重要である。
- ・ 毎年度の検証・評価・監視を、計画に盛り込まれる重点事項だけに対して行うのではなく、各省庁が行っている、計画に盛り込まれたもの以外の消費者施策についても行うようにすると良い。

架空請求・不当請求について

- ・ 「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策について」は、被害者が高齢者、若者に多いことに着目すると、厚労省や文科省といった関係省庁と連携していくべき。
- ・ 被害状況を考慮すると、緊迫性を持った対応策が必要であり、マスコミ等にアピールし、大々的に消費者への広報・啓発を行うことなどが必要。

今後のスケジュール

資料5のスケジュールに沿って、消費者基本計画の作成を行うこととなった。

なお、消費者基本計画に盛り込むべき施策等に関する委員意見は、10月8日（金）までに事務局宛て提出することとされた。

以上